

釧路市アイヌ工芸技術後継者育成事業(アイヌ工芸等担い手育成事業)実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第7条に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針のもと策定された釧路市アイヌ施策推進地域計画に基づく釧路市アイヌ工芸技術後継者育成事業(アイヌ工芸等担い手育成事業)(以下「本事業」という。)の実施に必要な事項について定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、本事業に参加する次世代アイヌ工芸技術伝承者(以下「研修生」という。)が事業活動(以下「研修」という。)修了後に阿寒湖アイヌコタンで活動を行うために必要なアイヌ文化・工芸技術及び経営に関する知識(以下「工芸技術等」という。)を習得し、アイヌ工芸技術家として自立することを目的とする。

(基本事項)

第3条 本事業は、釧路市(以下「市」という。)が実施し、その運営は、市から業務を委託された者(以下「運営主体」という。)が行うものとする。

- 2 研修は主に阿寒アイヌクラフトセンター(釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目8番3号)の位置する阿寒湖温泉地区で実施する。ただし、市及び運営主体(以下「市等」という。)が必要と認める場合は、阿寒湖温泉地区外で実施することができる。
- 3 研修生の定員は、1期につき4人とする。
- 4 研修期間は、1期2年間(1年間当たり240日程度)とし、隔年の4月1日に始まり、翌々年3月31日に終わるものとする。

(研修内容)

第4条 本事業における研修とは、工芸技術等(阿寒湖アイヌコタンの根源に基づいた工芸技術等に限る。)の習得を行うものであって、次に掲げるものとする。

- (1)市等が定める研修講座への参加
 - (2)阿寒湖アイヌコタン及び近隣自治体で実施される伝統行事等への参加
 - (3)阿寒湖温泉地区及びアイヌ団体の催行するイベントへの出席
 - (4)前3号のほか、市等が本事業の目的を達するために必要と認める活動への参加
- 2 本事業において、阿寒湖アイヌコタン外のアイヌ文化及び工芸技術の習得に係る研修は実施することができない。ただし、市等が認めたものはこの限りでない。

(研修参加資格)

第5条 研修に参加することができる者は、次の各号の条件を満たす者でなければならない。

- (1) 研修で学んだ工芸技術等を活かし、将来阿寒湖アイヌ文化の後継者として阿寒湖アイヌコタンを中心に活動していく意思のある者であって、研修修了後、一定期間(最短1年間)阿寒湖アイヌコタンにて活

動できるもの

- (2) 本事業の参加時の年齢が原則18歳から45歳までの者であって、心身ともに健康である者
- (3) 市等の提示する傷害保険の加入に同意できる者
- (4) 毎日の活動終了後に活動内容について日報の提出ができる者
- (5) 研修で制作した作品の所有権が市に帰属することに同意できる者
- (6) 本事業の周知を目的としたメディアやインターネット等による情報発信(市等は事前に本人に同意を得るものとする。)に同意できる者

(禁止事項)

第6条 研修生は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号に掲げる行為については、市等の承認を得た場合は、この限りでない。

- (1) 本事業により知りえた情報をインターネット等の第三者が確認できる媒体等で公開する行為
- (2) 運営主体の指示に従わず、研修の進行を妨げる行為
- (3) 市等に届け出なく、営利企業に従事(自ら経営する場合を含む。)する行為
- (4) その他研修の実施に著しく支障となる行為

(研修参加手続)

第7条 研修に参加しようとする者は、次の書類を所定の期日までに市等に提出しなければならない。ただし、第4号の書類の提出は、一次選考を通過した者に限る。

- (1) 申込書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (4) 健康診断書(直近1年以内に作成されたものに限る。)

2 市は、前項の提出書類(第4号を除く。)にて第一次選考を行い、これを通過した者に対して第二次選考の実施を通知し、面接試験を実施する。

3 市は、第二次選考の合格者に対して研修への参加を許可する。

4 研修への参加を許可された者は、指定した期日までに、別に定める誓約書を市へ提出しなければならない。

(研修参加資格の取消等)

第8条 市は、研修生が第6条に規定する禁止事項に該当した場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、研修の参加資格を取り消すことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (2) 成績劣等で成業の見込みがないと認められる場合
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない場合
- (4) 研修の秩序を乱す者その他研修生として適当でないと市が認める場合

2 研修生は、病気その他やむを得ない理由により本事業への参加を辞退しようとするときは、その旨を市に願い出て、許可を受けなければならない。

(研修始終の時刻)

第9条 研修始終の時刻は、市が定める。

(研修生の身分)

第10条 研修生は、市等との雇用関係になく、各自で社会保険に加入するものとする。

(休講日)

第11条 休講日(研修を行わない日をいう。以下同じ。)は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日及び火曜日
- (2) 夏季休講日
- (3) 冬季休講日

2 前項第2号及び第3号に掲げる休講日の期日又は期間は市が別に定める。

3 市等は、第1項の規定にかかわらず、研修生の教育上特に必要があると認めるときは、休講日に研修を実施することができる。

(欠席の届出)

第12条 研修生は、病気その他やむを得ない理由により研修を欠席しようとするときは、事前にその理由を付して、運営主体に届け出なくてはならない。

(修了認定)

第13条 研修生の研修修了については、研修の9割以上に出席し、かつ、工芸技術等の習得が、市等が定めた基準を満たしたと認めた場合とする。

2 市は、前項により修了を認められた者に修了証を交付する。

3 市は、研修生が研修を修了できなかった場合においても、研修期間の延長はしないものとする。

(参加奨励費)

第14条 市は運営主体を通じ、研修に出席した研修生に対し、日額 9,760 円の参加奨励費を支給する。

2 1日の研修の一部を欠席した場合については、欠席時間 1 時間(端数切上げ)当たり 1,394 円を前項の日額から控除した額を、その日の日額とする。

3 1日の研修の全部を欠席した場合については、その理由に関わらず、当該日に係る参加奨励費は支給しない。ただし、運営主体の都合により研修を中止した場合であって、市が特に認めた場合は、この限りでない。

4 各月1日を始点として月末締めとし、参加した合計日数に日額を乗じた額を翌月10日(10日が土日祝日の場合は直前の平日)に研修生の指定する口座へ振り込むものとする。

5 市は、研修生(研修生であった者を含む。以下同じ。)が研修事業にそぐわない活動(私的な活動及び阿寒湖アイヌコタンの根源に基づいた工芸技術等の習得以外の活動)を行っていたと判断した場合は、研修生に参加奨励費の返還を求めることがある。この場合において、当該研修生は市の求めに遅滞なく応じるも

のとする。

6 研修生が本事業への参加を辞退した場合は、支給済の参加奨励費の返還を求めることがある。この場合において、当該研修生は市の求めに遅滞なく応じるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項及び第2項については令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。ただし、第14条第1項及び第2項については令和7年6月1日から施行する。